

# 障害年金・遺族年金について

平成24年8月

# 障害年金制度について

## ○ 障害基礎年金

### 1. 制度趣旨

被保険者が障害を負って、失われたり減少したりする所得を保障し、生活の安定がそこなわれることを防止することを目的とする現金給付

### 2. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日(ともに障害認定日という)に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

(注) 保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

### 3. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後のときは障害認定日)に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

(注) 20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、平成24年度において、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする2段階制がとられている。



## ○ 障害基礎年金

### 4. 年金額(平成24年度)

〈1級障害の場合〉(月額) 81,925円 (年額 983,100円) + 子の加算額  
..... (老齢基礎年金の満額の1.25倍)

〈2級障害の場合〉(月額) 65,541円 (年額 786,500円) + 子の加算額  
..... (老齢基礎年金の満額と同額)

子の加算額: 第1子・第2子... (月額) 各 18,858円 (年額 226,300円)

第3子以降 ... (月額) 各 6,283円 (年額 75,400円)

### 5. 支給の調整

○ 第三者の行為によって障害を負い、損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付をしないことができる。(国民年金法第22条)

○ 障害基礎年金は、受給権者が当該傷病による障害について、労働基準法による障害補償を受けることができるときは、6年間、その支給を停止する。(国民年金法第36条)

※労働者災害補償保険法による給付が行われる場合は、労働者災害補償保険法による給付が減額され、障害基礎年金は全額支給される。

○ 20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金は、恩給法による年金、労働者災害補償保険法による年金等を受けることができるときは支給停止される。(国民年金法第36条の2)

## ○ 障害厚生年金

### 1. 制度趣旨

被用者が障害を負って、働くことができなくなったり、働くことが制限されたりした場合に、その生活の安定を図るための現金給付

### 2. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日(障害基礎年金と同じ)に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

(1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。)

#### (注) 障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。



## ○ 障害厚生年金

### 3. 年金額

〈1級障害の場合〉(報酬比例の年金額×1.25)＋配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉(報酬比例の年金額)＋配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉(報酬比例の年金額) (ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする)

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。

ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

(参考) 障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



### 4. 支給の調整

○ 第三者の行為によって障害を負い、損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付をしないことができる。(厚生年金保険法第40条)

○ 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について、労働基準法による障害補償を受けることができるときは、6年間、その支給を停止する。(厚生年金保険法第54条)

※労働者災害補償保険法による給付が行われる場合は、労働者災害補償保険法による給付が減額され、障害厚生年金は全額支給される。

## 障害等級の例



	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	両手がない者、両足がない者、 両眼の矯正視力の和が0.04以下の者、 その他	障害基礎年金と同じ
2級	片手がない者、片足がない者、 両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、 その他	障害基礎年金と同じ
3級	—	両眼の矯正視力が0.1以下の者、 その他

### (注) 障害等級の考え方

1級:日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

2級:日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級:労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害



# 遺族年金制度について



## ○ 遺族基礎年金の概要

### 1. 制度趣旨

家計の担い手の死亡に対し、遺族の生活の安定を図るために支給される現金給付

### 2. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

① 国民年金の被保険者

② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) ①、②については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。

なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

③ 老齢基礎年金の受給権者

④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

### 3. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

① 子のある妻(※)

② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

(※)平成24年8月成立の年金機能強化法により、父子家庭にも対象拡大(平成26年4月施行)。

## ○ 遺族基礎年金の概要

### 4. 年金額(平成24年度)

(月額) 65,541円 (年額786,500円) + 子の加算額

子の加算額: 第1子・第2子…(月額) 各 18,858円 (年額226,300円)

第3子以降… (月額) 各 6,283円 (年額75,400円)

### 5. 支給の調整

○ 第三者の行為によって死亡し、その遺族が損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付をしないことができる。(国民年金法第22条)

○ 遺族基礎年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、労働基準法による遺族補償を受けることができるときは、死亡日から6年間、その支給を停止する。(国民年金法第41条)

※労働者災害補償保険法による給付が行われる場合は、労働者災害補償保険法による給付が減額され、遺族基礎年金は全額支給される。



## ○ 遺族厚生年金

### 1. 制度趣旨

家計の担い手の死亡に対し、遺族の生活の安定を図るために支給される現金給付

### 2. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき

② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき

(注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。

③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

### 3. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

① 子のある妻、または子

② 子のない妻

③ 孫

④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。

子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。



## ○ 遺族厚生年金

### 4. 遺族厚生年金との選択方法

高齢の遺族配偶者(自らの老齢年金受給権が発生した者)は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

現行制度においては、以下の方法で併給調整され年金額が決められる。

① 自らの老齢厚生年金は全額支給される。

② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、

①とともに、その差額が遺族厚生年金として支給される。

A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の $3/4$ )

B. 遺族厚生年金の $2/3$ (配偶者の老齢厚生年金の $1/2$ )と自らの老齢厚生年金の $1/2$

### 5. 支給の調整

○ 第三者の行為によって死亡し、その遺族が損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で、給付をしないことができる。(厚生年金保険法第40条)

○ 遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について労働基準法による遺族補償の支給を受けることができるときは、死亡の日から6年間、その支給を停止する。(厚生年金保険法第64条)

※労働者災害補償保険法による給付が行われる場合は、労働者災害補償保険法による給付が減額され、遺族厚生年金は全額支給される。



# 年金給付の手続について

## ○ 年金の支給が開始するまでの流れ

### 1. 年金請求書等の提出

- 年金請求書を以下の提出先に提出する。

(提出先)

- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金のみを請求する場合 : 住所地の市区町村役場
- ・ 障害厚生年金や遺族厚生年金も請求する場合 : 年金事務所

- この際、障害年金であれば初診日を明らかにする書類や障害の状態に関する診断書等、遺族年金であれば死亡診断書や身分関係を明らかにする戸籍謄本等を添付する必要がある。

### 2. 年金証書等の送付

- 日本年金機構から、年金証書、年金決定通知書、パンフレットが送付される。
- パンフレットでは、年金を受給している間に行わなければならない届出の手続等が説明されている。

### 3. 年金の支給

- 年金証書等の送付から約1～2ヶ月後に、年金請求書に指定された預金口座に年金が振り込まれる。
- その後は、すべての偶数月に、2ヶ月分の年金が振り込まれる。





# 年金の給付状況について

## 障害年金・遺族年金の給付状況

(平成24年3月末現在)

	受給権者			受給者		
	件数(人)	年金総額 (百万円)	平均年金月額 (円)	件数(人)	年金総額 (百万円)	平均年金月額 (円)
<b>障害年金</b>						
基礎年金のみ	1,528,671	1,354,125	73,818	1,432,977	1,273,988	74,088
厚生年金	552,715	448,756	100,139	384,247	300,248	105,277
(別掲)基礎年金		215,424			185,181	
<b>遺族年金</b>						
基礎年金のみ	70,538	53,893	63,669	28,914	29,773	85,810
厚生年金	5,229,219	5,213,768	85,328	4,876,546	5,064,391	87,967
(別掲)基礎年金		140,621			83,286	

(注1) 上記数値は速報値である。

(注2) 「障害年金」及び「遺族年金」の「基礎年金のみ」の件数は、同一の年金種別の厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない各々の基礎年金受給(権)者をいう。

(注3) 「厚生年金」の件数には基礎年金を併給している者を含む。

(注4) 年金総額とは、年度末現在の受給(権)者について、その時点で決定済の年金額(年額)を合計したものである。  
また、年金額には一部停止額を含む。

(注5) 「厚生年金」の平均年金月額には基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

(注6) 「厚生年金」の「遺族年金」には通算遺族年金を含まない。